

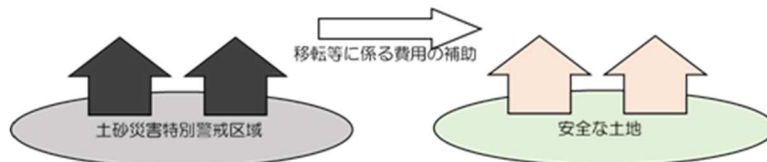
見附市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部改正について

国および県の要綱改正に伴い、市の要綱も一部改正します

R6.4

制度概要

土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり等）により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域（災害危険区域等）にある危険住宅（既存不適格住宅）の移転促進を図るため、補助金を交付するもの。



※災害危険区域等とは

災害危険区域、建築制限のあるがけ付近の区域、土砂災害特別警戒区域、災害救助法を適用された区域など。

今回の改正で、県要綱では新たに浸水被害防止区域、浸水被害に係る建築制限を定めた地区計画区域が追加されましたが、見附市は現状該当区域が無いため追加はしません。

改正概要

①補助限度額の拡充

	補助限度額		
	危険住宅の除却費等		建物助成費 (土地購入含む)
	除却費	その他（引越費用等）	
改正前	975 千円/戸		4,210 千円/戸 (建物 3,250 千円) (土地 960 千円)
改正後	実費相当額 木造 31 千円/m ² 非木造 44 千円/m ² (※R5 年度の場合)	975 千円/戸	変更なし

※除却費については、「最新年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出。

②事業要件の追加

・危険住宅に代わる住宅の新築については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

→エネルギー消費性能基準に適合している資料の提出が必要。→申請書添付書類に追加。

- ・原則として、危険住宅は除却すること。
 - ・危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入、または改修によるものではない。
 - ・都市再生特別措置法に規定する行為で規程に基づく公表に係るものでないこと。
- これまでもルールとしてはあったが、要綱に明記はされていなかったため追加しました。